

政令第二百二十八号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一の項中「四五、四〇〇」を「四七、四〇〇」に、「六七、七〇〇」を「七一、三〇〇」に、「九五、八〇〇」を「一一一、六〇〇」に、「一二一、〇〇〇」を「一二八、七〇〇」に改め、同表一の項中「二六、一〇〇」を「二七、二〇〇」に、「四〇、一〇〇」を「四三、九〇〇」に、「五七、六〇〇」を「六〇、五〇〇」に改め、同表三の項中「二六、一〇〇」を「二七、二〇〇」に改め、同表四の項中「五一、九〇〇」を「五六、四〇〇」に、「二〇一、九〇〇」を「二五、八〇〇」に、「三七二、〇〇〇」を「四〇八、四〇〇」に、「四四三、一〇〇」を「四八五、一〇〇」に、「五五三、一〇〇」を「六〇一、七〇〇」に、「六七四、九〇〇」を「七四八、五〇〇」に、「八六三、一〇〇」を「九六〇、七〇〇」に改め、同表五の項中「五二、二〇〇」を「五六、四〇〇」に、「二〇二、三〇〇」を「二二四、七〇〇」

に、「三六九、一〇〇」を「四一四、四〇〇」に、「五五二、四〇〇」を「六〇五、四〇〇」に、「七一
一、五〇〇」を「八六一、六〇〇」に、「一、〇五二、九〇〇」を「一、一六四、六〇〇」に、「一、三九
六、五〇〇」を「一、五四五、七〇〇」に改め、同表六の項中「三三、九〇〇」を「三五、八〇〇」に、
「五三、九〇〇」を「五七、三〇〇」に、「八三、一〇〇」を「八八、八〇〇」に改め、同表七の項中「二
一、九〇〇」を「二二、八〇〇」に、「三一、三〇〇」を「三三、〇〇〇」に改め、同表八の項中「三三、
九〇〇」を「三五、八〇〇」に、「四九、二〇〇」を「五二、三〇〇」に、「六四、六〇〇」を「六八、九
〇〇」に、「一〇〇、四〇〇」を「一〇七、三〇〇」に、「一八八、一〇〇」を「二〇一、五〇〇」に、
「三二四、八〇〇」を「三四八、三〇〇」に改め、同条第二項の表一の項中「一一、三〇〇」を「一二、一
〇〇」に、「一六、八〇〇」を「二八、〇〇〇」に、「二三、九〇〇」を「二六、六〇〇」に、「三〇、二
〇〇」を「三二、四〇〇」に改め、同表二の項中「六、七〇〇」を「七、二〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を
「一〇、八〇〇」に、「一四、七〇〇」を「一五、七〇〇」に改め、同表三の項中「六、七〇〇」を「七、
二〇〇」に改め、同表四の項中「二三、一〇〇」を「二四、五〇〇」に、「四八、二〇〇」を「五三、七〇
〇」に、「八九、九〇〇」を「九九、六〇〇」に、「一一三、五〇〇」を「一二五、四〇〇」に、「一四

〇、二〇〇」を「二五五、六〇〇」に、「一六七、三〇〇」を「二八五、六〇〇」に、「二三三、〇〇〇」を「二五〇、〇〇〇」に改め、同表五の項中「二三、一〇〇」を「一四、五〇〇」に、「五〇、〇〇〇」を「五五、九〇〇」に、「九〇、一〇〇」を「一〇〇、七〇〇」に、「二三九、五〇〇」を「一五五、九〇〇」に、「二七六、〇〇〇」を「一九七、〇〇〇」に、「二六〇、〇〇〇」を「二八九、七〇〇」に、「三四八、〇〇〇」を「三八五、八〇〇」に改め、同表六の項中「八、六〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「二三、六〇〇」を「二五、三〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二三、二〇〇」に改め、同表七の項中「五、六〇〇」を「六、〇〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、六〇〇」に改め、同表八の項中「八、六〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「一四、一〇〇」に、「二六、二〇〇」を「一八、二〇〇」に、「三五、九〇〇」を「二七、八〇〇」に、「四九、五〇〇」を「五三、一〇〇」に、「八二、二〇〇」を「八八、一〇〇」に改め、同条第三項の表一の項中「二七、〇〇〇」を「二八、九〇〇」に改め、同表二の項中「四一、七〇〇」を「四四、七〇〇」に改め、同表三の項中「六八、二〇〇」を「七三、一〇〇」に改め、同表四の項中「一一〇、六〇〇」を「一二一、五〇〇」に改め、同表五の項中「一二七、四〇〇」を「一三九、六〇〇」に改め、同表六の項中「二五九、九〇〇」を「一六七、八〇〇」に改め、同表七の項中「一九

三、二〇〇」を「二〇二、六〇〇」に改め、同条第五項中「二、五五〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、六〇〇円」に改める。

第四条第一項ただし書中「二八六、二〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に改め、同項の甲表一の項中「一七、五〇〇」を「二〇、一〇〇」に改め、同表二の項及び三の項中「一一、六〇〇」を「一三、八〇〇」に改め、同表四の項中「七、七〇〇」を「九、七〇〇」に、「三〇、七〇〇」を「三五、三〇〇」に、「五一、〇〇〇」を「五五、六〇〇」に改め、同表五の項中「一〇、六〇〇」を「一二、四〇〇」に、「三八、一〇〇」を「四一、二〇〇」に、「六四、一〇〇」を「七〇、八〇〇」に改め、同表六の項中「一二、四〇〇」を「一五、一〇〇」に改め、同表七の項中「七、八〇〇」を「九、五〇〇」に改め、同表八の項中「一二、四〇〇」を「一五、一〇〇」に、「二七、二〇〇」を「二〇、三〇〇」に、「二四、六〇〇」を「二八、二〇〇」に改め、同項の乙表一の項中「七、一〇〇」を「七、六〇〇」に、「九、六〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一三、八〇〇」を「一四、八〇〇」に、「二七、二〇〇」を「二八、四〇〇」に改め、同表二の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に、「五、八〇〇」を「六、三〇〇」に、「八、四〇〇」を「九、〇〇〇」に改め、同表三の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に改め、同表四の項中「六、九〇

○」を「七、五〇〇」に、「二六、〇〇〇」を「二八、三〇〇」に、「四五、七〇〇」を「四九、五〇〇」に、「五九、二〇〇」を「六三、九〇〇」に、「六八、四〇〇」を「七二、〇〇〇」に、「八七、七〇〇」を「九二、八〇〇」に、「一一一、三〇〇」を「一一八、一〇〇」に改め、同表五の項中「六、六〇〇」を「七、五〇〇」に、「二六、二〇〇」を「二七、八〇〇」に、「四五、九〇〇」を「四八、一〇〇」に、「六八、六〇〇」を「七三、〇〇〇」に、「八七、九〇〇」を「九二、四〇〇」に、「一三〇、八〇〇」を「一三八、四〇〇」に、「二七六、二〇〇」を「二八七、一〇〇」に改め、同表六の項中「四、三〇〇」を「四、八〇〇」に、「六、九〇〇」を「七、六〇〇」に、「二〇、四〇〇」を「一一、四〇〇」に改め、同表七の項中「二、八〇〇」を「三、〇〇〇」に、「三、八五〇」を「四、一五〇」に改め、同表八の項中「四、三〇〇」を「四、八〇〇」に、「六、五〇〇」を「七、〇〇〇」に、「八、二〇〇」を「八、七〇〇」に、「一二、七〇〇」を「一三、七〇〇」に、「二四、〇〇〇」を「二五、四〇〇」に、「三六、六〇〇」を「三八、二〇〇」に、「四四、四〇〇」を「四六、八〇〇」に改め、同項の丙表一の項中「二七、〇〇〇」を「二八、八〇〇」に改め、同表二の項中「二七、〇〇〇」を「二七、九〇〇」に、「二七、〇〇〇」を「二八、六〇〇」に、「四一、六〇〇」を「四四、四〇〇」に改め、同表三の項中「一一、〇〇〇」

を「一一、四〇〇」に、「二五、七〇〇」を「二六、五〇〇」に改め、同表四の項中「一七、一〇〇」を「二〇、六〇〇」に、「二六、三〇〇」を「三〇、五〇〇」に、「三三、二〇〇」を「三七、九〇〇」に、「五〇、七〇〇」を「五六、七〇〇」に、「九七、二〇〇」を「一〇六、六〇〇」に、「一四五、六〇〇」を「二五八、六〇〇」に、「二七六、一〇〇」を「二九一、三〇〇」に改め、同項の丁表一の項中「六、七〇〇」を「八、一〇〇」に改め、同表二の項中「四、三〇〇」を「五、〇〇〇」に、「六、八〇〇」を「七、六〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一一、六〇〇」に改め、同表三の項中「二、八〇〇」を「三、〇〇〇」に、「四、〇〇〇」を「四、三〇〇」に改め、同表四の項中「四、一五〇」を「五、四〇〇」に、「六、四〇〇」を「八、四〇〇」に、「八、一〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「一二、七〇〇」を「一五、九〇〇」に、「二四、一〇〇」を「二八、四〇〇」に、「三六、八〇〇」を「四二、一〇〇」に、「四四、四〇〇」を「五〇、二〇〇」に改め、同条第二項ただし書中「二八六、二〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に改め、同条第三項第一号ただし書中「二六、六〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同項の甲表一の項中「五、四〇〇」を「七、五〇〇」に改め、同表二の項中「一八、〇〇〇」を「二一、〇〇〇」に改め、同表三の項中「三一、四〇〇」を「三四、九〇〇」に改め、同項

の乙表一の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に、「六、三〇〇」を「六、七〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一一、二〇〇」に、「一二、六〇〇」を「一三、五〇〇」に、「一五、九〇〇」を「一七、一〇〇」に、「二〇、一〇〇」を「二一、六〇〇」に、「二四、七〇〇」を「二六、六〇〇」に改め、同表二の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に、「六、三〇〇」を「六、七〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一一、二〇〇」に改め、同条第四項中「二、五五〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、六〇〇円」に改める。

第五条の表一の項中「一、二〇〇」を「一、三五〇」に改め、同表二の項中「一、一五〇」を「一、三〇〇」に改める。

第十条第一項の表一の項中「七四〇、四〇〇」を「八一八、七〇〇」に改め、同表二の項中「一、六五二、一〇〇」を「一、八二四、〇〇〇」に改め、同表三の項中「九五四、一〇〇」を「一、〇五四、三〇〇」に改め、同表四の項中「二、一三九、三〇〇」を「二、二五八、五〇〇」に、「七八三、二〇〇」を「八六五、八〇〇」に、「七五四、七〇〇」を「八三四、四〇〇」に、「二、三五三、〇〇〇」を「一、四九四、一〇〇」に、「一、〇八二、三〇〇」を「一、一九五、七〇〇」に、「八四〇、一〇〇」を「九二

八、六〇〇」に、「七二六、二〇〇」を「八〇二、九〇〇」に、「八六八、六〇〇」を「九六〇、〇〇〇」に、「一、三六七、二〇〇」を「一、五〇九、八〇〇」に、「八二五、九〇〇」を「九一二、九〇〇」に改め、同表五の項中「一、二九六、〇〇〇」を「一、四三二、三〇〇」に改め、同表六の項中「一、六五二、一〇〇」を「一、八二四、〇〇〇」に改め、同条第二項中「七四〇、四〇〇」を「八一八、七〇〇」に、「七四〇、三〇〇」を「八一八、五〇〇」に、「一、六五二、一〇〇」を「一、八二四、〇〇〇」に、「一、六五二、〇〇〇」を「一、八二三、八〇〇」に、「九五四、一〇〇」を「一、〇五四、三〇〇」に、「九五四、〇〇〇」を「一、〇五四、一〇〇」に、「一、一三九、三〇〇」を「一、二五八、五〇〇」に、「一、一三九、二〇〇」を「一、二五八、三〇〇」に、「七八三、二〇〇」を「八六五、八〇〇」に、「七八三、〇〇〇」を「八六五、六〇〇」に、「七五四、七〇〇」を「八三四、四〇〇」に、「七五四、五〇〇」を「八三四、二〇〇」に、「一、三五三、〇〇〇」を「一、四九四、一〇〇」に、「一、三五二、八〇〇」を「一、四九四、〇〇〇」に、「一、〇八二、三〇〇」を「一、一九五、七〇〇」に、「一、〇八二、二〇〇」を「一、一九五、五〇〇」に、「八四〇、一〇〇」を「九二八、六〇〇」に、「八四〇、〇〇〇」を「九二八、五〇〇」に、「七二六、二〇〇」を「八〇二、九〇〇」に、「七二六、〇〇〇」を「八〇二、

八〇〇」に、「八六八、六〇〇」を「九六〇、〇〇〇」に、「八六八、五〇〇」を「九五九、九〇〇」に、「一、三六七、二〇〇」を「一、五〇九、八〇〇」に、「一、三六七、一〇〇」を「一、五〇九、七〇〇」に、「八二五、九〇〇」を「九一二、九〇〇」に、「八二五、八〇〇」を「九一二、七〇〇」に、「一、二九六、〇〇〇」を「一、四三一、三〇〇」に、「一、二九五、九〇〇」を「一、四三一、一〇〇」に改める。

第十一条中「一六、九〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「一六、七〇〇円」を「一九、八〇〇円」に改める。

第十一条の二中「五〇、七〇〇円」を「五七、六〇〇円」に改める。

第十一条の三中「一九、〇〇〇円」を「二一、六〇〇円」に改める。

第十二条中「二一、五〇〇円」を「三一、四〇〇円」に改める。

第十三条の表一の項中「二一、二〇〇」を「二六、〇〇〇」に改め、同表二の項中「一八、八〇〇」を「二三、三〇〇」に改め、同表三の項中「二三、六〇〇」を「二五、〇〇〇」に改め、同表四の項中「一七、四〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表五の項中「二五、三〇〇」を「二八、六〇〇」に改め、同表

六の項中「九、六〇〇」を「二二、一〇〇」に改め、同表七の項中「七、四〇〇」を「八、二〇〇」に改め、同表八の項中「七、五〇〇」を「九、二〇〇」に改め、同表九の項から十一の項までの規定中「五、六〇〇」を「六、九〇〇」に改め、同表十二の項中「九、三〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同表十三の項中「六、四〇〇」を「七、八〇〇」に改め、同表十四の項中「一六、五〇〇」を「一八、八〇〇」に改め、同表十五の項中「一三、七〇〇」を「一六、四〇〇」に改め、同表十六の項中「六、三〇〇」を「七、二〇〇」に改め、同表十七の項及び十八の項中「五、六〇〇」を「六、九〇〇」に改め、同表十九の項中「五、五〇〇」を「六、七〇〇」に改め、同表二十の項中「九、六〇〇」を「一〇、八〇〇」に改め、同表二十一の項中「七、八〇〇」を「九、四〇〇」に改め、同表二十二の項中「五、四〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同表二十三の項中「五、一〇〇」を「五、七〇〇」に改める。

第十五条中「二、四五〇円」を「二、七〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二、五〇〇円）」に改める。

第十六条中「一九、九〇〇円」を「二二、五〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二二、三〇〇円）」に改める。

第十七条中「三、四〇〇円」を「三、七五〇円（電子申請等による場合にあつては、三、六〇〇円）」に改める。

第十八条第二号中「二、八五〇円」を「三、一五〇円（電子申請等による場合にあつては、二、九五〇円）」に改める。

第十九条中「六二、九〇〇円」を「六八、九〇〇円」に改める。

第二十条第一項の表一の項中「二七、五〇〇」を「二九、四〇〇」に、「三八、九〇〇」を「四一、六〇〇」に、「五五、三〇〇」を「五九、二〇〇」に、「七〇、〇〇〇」を「七五、〇〇〇」に改め、同表二の項中「一五、四〇〇」を「一六、三〇〇」に、「二三、三〇〇」を「二四、九〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「三五、三〇〇」に改め、同表三の項中「一五、四〇〇」を「一六、三〇〇」に改め、同表四の項中「二七、〇〇〇」を「二八、八〇〇」に、「一〇二、一〇〇」を「一一〇、七〇〇」に、「一八六、六〇〇」を「二〇五、九〇〇」に、「二三五、一〇〇」を「二五七、八〇〇」に、「二七五、四〇〇」を「三〇一、〇〇〇」に、「三四九、四〇〇」を「三八〇、五〇〇」に、「四四三、二〇〇」を「四七五、〇〇〇」に改め、同表五の項中「二七、一〇〇」を「二九、八〇〇」に、「一〇三、一〇〇」を「一一四、三〇〇」に、

「一八四、二〇〇」を「一九七、三〇〇」に、「二七三、一〇〇」を「三〇一、一〇〇」に、「三四六、九〇〇」を「三七六、九〇〇」に、「五三四、九〇〇」を「五七六、一〇〇」に、「六九五、九〇〇」を「七四一、九〇〇」に改め、同表六の項中「二七、一〇〇」を「二〇、六〇〇」に、「二六、三〇〇」を「三〇、五〇〇」に、「三三、二〇〇」を「三七、九〇〇」に、「五〇、七〇〇」を「五六、七〇〇」に、「九七、二〇〇」を「一〇六、六〇〇」に、「一四五、六〇〇」を「二五八、六〇〇」に、「一七六、一〇〇」を「一九一、三〇〇」に改め、同条第二項の表一の項中「七、一〇〇」を「七、六〇〇」に、「九、六〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二四、八〇〇」に、「二七、二〇〇」を「一八、四〇〇」に改め、同表二の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に、「五、八〇〇」を「六、三〇〇」に、「八、四〇〇」を「九、〇〇〇」に改め、同表三の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に改め、同表四の項中「六、七〇〇」を「八、一〇〇」に、「二六、〇〇〇」を「二七、九〇〇」に、「四五、三〇〇」を「四八、七〇〇」に、「五九、六〇〇」を「六四、〇〇〇」に、「六九、三〇〇」を「七四、四〇〇」に、「八六、九〇〇」を「九三、三〇〇」に、「一一〇、九〇〇」を「一一九、一〇〇」に改め、同表五の項中「六、七〇〇」を「七、二〇〇」に、「二六、〇〇〇」を「二七、九〇〇」に、「四五、三〇〇」を「四

八、七〇〇」に、「六八、〇〇〇」を「七三、〇〇〇」に、「八六、九〇〇」を「九三、三〇〇」に、「一三二、三〇〇」を「一四二、一〇〇」に、「一七三、九〇〇」を「一八六、七〇〇」に改め、同表六の項中「四、一五〇」を「五、四〇〇」に、「六、四〇〇」を「八、四〇〇」に、「八、一〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「一二、七〇〇」を「一五、九〇〇」に、「二四、一〇〇」を「二八、四〇〇」に、「三六、八〇〇」を「四二、一〇〇」に、「四四、四〇〇」を「五〇、二〇〇」に改め、同条第三項の表一の項中「一六、六〇〇」を「一七、六〇〇」に改め、同表二の項中「二六、三〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同表三の項中「四三、一〇〇」を「四六、一〇〇」に改め、同表四の項中「五三、二〇〇」を「五六、九〇〇」に改め、同表五の項中「六七、三〇〇」を「七〇、九〇〇」に改め、同表六の項中「八六、九〇〇」を「九二、七〇〇」に改め、同表七の項中「九九、五〇〇」を「一〇六、二〇〇」に改め、同条第五項中「二、五五〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同条第七項中「四、七五〇円」を「四、九〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、四五〇円」に、「二、一五〇円」を「二、三〇〇円」に改める。

第二十一条の表を次のように改める。

		測定器その他の設備		校正手数料（単位円）	
一 周波数計		空洞共振器を用いるもの		一三五、二〇〇	
		その他のもの		九〇、九〇〇	
二 スペクトル分析器		十一万メガヘルツを超える周波数の範囲においてスペクトルを測定するもの		六一九、七〇〇	
		その他のもの		一七六、二〇〇	
三 電界強度測定器		三以上の異なる周波数の範囲において電界強度を測定するもの		三二九、七〇〇	
		その他のもの		二六八、三〇〇	
四 高周波電力計		三以上の異なる周波数の範囲において高周波電力を測定するもの		四三二、〇〇〇	
		その他のもの		三二九、七〇〇	

五	電圧電流計	一四八、九〇〇
六	標準信号発生器	一七六、二〇〇
七	周波数標準器	三以上の異なる周波数の範囲において信号を発生するもの
		その他のもの
		一八一、八〇〇
		一八三、〇〇〇

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

3 この政令の施行の日から令和九年三月二十八日までの間におけるこの政令による改正後の電波法関係手数料令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令第十五条中「二、七〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二、五〇〇円）」とあるのは「二、七〇〇円」と、新令第十六条中「二一、五〇

○円（電子申請等による場合にあつては、二一、三〇〇円）」とあるのは「二一、五〇〇円」と、新令第十七条中「三、七五〇円（電子申請等による場合にあつては、三、六〇〇円）」とあるのは「三、七五〇円」と、新令第十八条第二号中「三、一五〇円（電子申請等による場合にあつては、二、九五〇円）」とあるのは「三、一五〇円」とする。

理 由

最近における経済情勢の変化に鑑み無線局の落成後の検査等に係る手数料の額を見直すとともに、電子情報処理組織を利用する方法により船舶局無線従事者証明の申請等を行う場合の手数料の額の特例を定める等の必要があるからである。